

事務連絡

令和3年6月25日

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策部（局） 御中

（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策部（局） 御中）

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行手続の開始に向けた準備のお願い

内閣官房副長官補室

内閣官房 IT 総合戦略室

厚生労働省健康局健康課予防接種室

問い合わせ先

内閣官房副長官補室（コロナワクチン接種証明担当）

船木・眞弓・鶴野・三宅・大石

メールアドレス：vaccinecert.t9j@cas.go.jp

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府においては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）の接種を受けた者について、接種の事実を公的に証明するため、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下、「接種証明書」という。）を交付する手続の検討を進めています。接種証明書の発行は、市区町村が実施した新型コロナワクチン接種の事実について証明するものであることから、予防接種済証の交付と同様、市区町村が発行することとしています。このため、接種証明書発行手続の開始に向けた準備を市区町村にお願いするものです。

各市区町村衛生主管部（局）及び情報政策部（局）におかれましては相互に連携の上、御協力をお願い申し上げます。

接種証明書発行手続に係る情報については、今後 Web サイトでも随時公開してまいりますので、御参照のほどよろしくお願い致します。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html)

1. 接種証明書について

(1) 接種証明書とは

予防接種法に基づいて市区町村で実施された新型コロナワクチンの接種記録を、接種者からの申請に基づき、交付するものです。特に国際的な人的往来における利用の際、予防接種を受けた本人に対して接種事実を証明する接種済証では、英語の表記、記載事項の不足、偽造防止対策といった課題があるため、接種済証とは別に接種証明書を発行する必要があります。

(2) 発行主体

予防接種を実施し、個人の接種記録を管理する市区町村において、予防接種法に基づく臨時予防接種（法定受託事務）の一手続として発行するものです。

(3) 証明内容

接種証明書には、新型コロナワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と接種者に関する事項（氏名、生年月日など）が記載されます。

(4) 発行対象

当面は、各国への入国時の防疫措置の緩和等のため、各国に接種証明書の提示を求められた場合に提示するものとしての利用を想定しています。交付申請時には旅券の提示を必須として、海外渡航のために必要な人に対してのみ申請を受け付けます。

(5) 実施時期

本年7月中下旬に、まずは書面での交付が可能となるよう、準備に御協力をお願い致します。具体的な受付開始日については、追ってお示しします。

2. 接種証明書発行手順の概要

(1) 市区町村窓口又は郵送で、申請書類（申請書、旅券、接種券、接種済証等）の提出を受け、申請受付

※接種券、接種済証を紛失していた場合は、マイナンバーカード等、別の書類が必要

(2) 提出された書類の内容をもとに、接種券番号・マイナンバー・3情報（氏名、生年月日、性別）のいずれかの情報をワクチン接種記録システム（VRS）の自治体メニュー画面で入力し、接種記録を照会

- (3) 提出された旅券の内容をもとに、旅券記載のローマ字氏名、旅券番号、国籍を追加情報として入力
- (4) VRS の機能で接種証明書を偽造防止用紙に印刷し、窓口又は郵送で交付

3. 接種証明書発行手続の開始に向けて、市区町村にお願いしたい事項

(1) 申請受付・交付方法の決定

どの部署・どの庁舎の窓口で受け付けるか、郵送申請のみとするか、自治体独自の電子申請システムを活用するかなどといった受付方法や、可能な場合は即日交付とするか、後日交付とするかといった交付タイミングについて、各自治体の実情に合わせて御検討をお願いします。段階的に方法を拡充するといったことも可能です。

なお、実施時期未定ですが、利用者の利便性向上のため、申請・交付の電子化についても検討しています。

(2) 申請受付体制

住民からの申請について、本人確認、記載内容確認を行える体制等を準備いただくようお願いします。

(3) 審査・入力・発行体制

申請書類を元に、VRS で接種記録を照会し、必要があれば接種記録を入力・補正の上で、旅券記載の情報を追加入力し、発行（印刷）するために必要な体制等を準備いただくようお願いします。また、印刷に必要となる偽造防止用紙やプリンタの準備もお願いします。

VRS から出力する接種証明書の様式は、A4 縦を予定しています。当面は、住民票などで活用いただいている、複写時に文字が浮かび上がる隠し文字などのコピー防止機能がついた偽造防止用紙への印刷を想定しています。

(4) 交付体制

(1) で検討した交付方法に応じて必要な体制の準備をお願いします。

(5) 周知・広報

接種証明書の意義や、(1) で検討した申請受付・交付方法、必要書類、申請開始時期等について、市区町村のウェブページや広報紙等を用いた住民への周

知方法について御検討をお願いします。

4. スケジュール（案）

6月25日（金） 第1回オンライン説明会

7月9日（金） 第2回オンライン説明会（事務処理基準、VRS 操作マニュアル等詳細な事務手続の案内、自治体からの御質問・御意見への回答）

（改正予防接種法施行規則 公布予定）

7月12日の週 VRS を用いた証明書発行テスト（予定）

7月中下旬 証明書発行手続受付開始（予定）

5. 留意点

（1）接種証明書発行に関わるシステム

接種証明書発行手続は、原則、VRS を利用して実施する形を想定しています。接種証明書発行についてのシステムにおける国と市区町村の責任関係やシステムで講ずる安全管理措置については、従来の VRS での取り扱いと同様です。

（2）マイナンバーの扱い

① マイナンバーを接種証明書発行手続に利用することの法的根拠

接種証明書発行手続では、申請者からマイナンバーの提供を受け、申請を受けた当該市区町村内の接種記録を照会することを想定しています。接種証明書の交付は、予防接種法附則第7条第1項を根拠として、ワクチン接種事務の一手続（接種の事実の証明）として行うものです。マイナンバーの利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の十（予防接種法による予防接種の実施）により認められます。

各自治体で条例上の問題が発生することはありません。

② 異なる市区町村間でのマイナンバーの照会

接種証明書の発行手続では、申請者が1回目と2回目で異なる自治体の接種券を用いて接種を受けた場合においても、接種券を発行した各自治体に対して申請を行い、各自治体で実施した新型コロナワクチンの接種について接種証明書を発行することとするため、異なる市区町村間でのマイナンバーの照会は行われません。

6. 質問・意見照会について

事務連絡、説明会資料、Q&Aを御確認いただいた上で、本件に関する質問・意見等があれば、令和3年6月30日（水）までに、本件担当までメールにより提出してください。

主な質問・意見については説明会、Q&Aで取り上げるほか、今後策定する事務処理基準、マニュアル等の作成の参考とさせていただきます。

以上